

議事の経過

開議 午前10時

○佐藤倫与議長 これより本日の会議を開きます。

日程に入る前に、事務局長から諸般の報告をいたします。

事務局長。

○小松俊江事務局長 本日の出欠状況を報告いたします。

定数14人全員出席であります。

以上で諸般の報告を終わります。

○佐藤倫与議長 これより日程に入ります。

日程第1、特別委員会委員辞任の件を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、徳久研二議員の退席を求めます。

（徳久研二議員退席）

○佐藤倫与議長 9月17日、徳久研二議員から一身上の都合により、議会広報特別委員会委員の職を辞任したい旨の願い出がありました。

お諮りいたします。徳久研二議員の議会広報特別委員会委員の辞任を許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○佐藤倫与議長 御異議なしと認めます。よって、徳久研二議員の議会広報特別委員会委員の辞任を許可することに決しました。

徳久研二議員の着席を求めます。

（徳久研二議員着席）

○佐藤倫与議長 徳久研二議員に告知いたします。あなたの辞任願は許可されました。

日程第2、特別委員会委員補充選任の件を議題といたします。

議会広報特別委員会委員は、定数7人のところ欠員が1人生じました。

お諮りいたします。ただいま議題となっております特別委員会の欠員1人に対する補充選任につきましては、委員会条例第8条第1項の規定により、長野弘昌議員を指名いたします。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○佐藤倫与議長 御異議なしと認めます。よって、長野弘昌議員を議会広報特別委員会委員に補充選任することに決しました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時2分

再開 午前10時3分

○佐藤倫与議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第3、議案第54号「副市長選任について同意を求める件」から議案第56号「非常勤固定

資産評価員選任について同意を求める件」までの3件を一括議題といたします。

これよりこれら3件に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○佐藤倫与議長 別に質疑もなければ質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっておりますこれら3件は、委員会への付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○佐藤倫与議長 御異議なしと認めます。よって、これら3件は委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○佐藤倫与議長 別に討論もなければ討論を終結いたします。

これより、議案第54号「副市長選任について同意を求める件」を採決いたします。

この採決は無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

○佐藤倫与議長 ただいまの出席議員数は議長を除き13人であります。

投票用紙を配付させます。

（投票用紙の配付）

○佐藤倫与議長 投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○佐藤倫与議長 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

（投票箱の点検）

○佐藤倫与議長 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。本件を可とする議員は賛成と、否とする議員は反対と記載の上、点呼に応じて順次投票願います。

なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第73条第2項の規定により、否とみなします。

点呼を命じます。

（点呼・投票）

○佐藤倫与議長 投票漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○佐藤倫与議長 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

（議場の開鎖）

○佐藤倫与議長 開票を行います。

開票には、会議規則第31条第2項の規定により、立会人に小松進也議員及び千光士伊勢男議員を指名いたします。

よって両議員に開票の立会いを願います。

（立会人登壇・開票）

○佐藤倫与議長 投票の結果を報告いたします。投票総数13票、これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。そのうち、賛成13票、反対ゼロ票、以上のおり賛成多数であります。

よって、本件は原案のとおり同意することに決しました。

暫時休憩いたします。

休憩 10時17分

再開 10時19分

○佐藤倫与議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより、議案第55号「教育委員会委員選任について同意を求める件」を採決いたします。

本件は原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○佐藤倫与議長 起立全員であります。よって、本件は原案のとおり同意することに決しました。

これより、議案第56号「非常勤固定資産評価員選任について同意を求める件」を採決いたします。

本件は原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○佐藤倫与議長 起立全員であります。よって、本件は原案のとおり同意することに決しました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時20分

再開 午前10時21分

○佐藤倫与議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第4、議案第57号「市道あき病院球場線道路整備工事請負契約締結の件」及び議案第58号「漁侵第2号穴内漁港海岸侵食対策工事請負契約締結の件」の2件を一括議題といたします。

これよりこれら2件に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

○佐藤倫与議長 4番 宇田卓志議員。

○4番（宇田卓志議員） 議案第57号「市道あき病院球場線道路整備工事請負契約締結の件」について質問いたします。

入札記録によりますと、9社で一般競争入札を行っていますが、第1回入札で9社中6社が3億4,489万円と失格基準価格と同額で、入札されております。なぜ失格基準価格に6社が同額で、入札されたのか伺います。

○佐藤倫与議長 企画調整課長。

○企画調整課長 4番、宇田議員の質問にお答えをいたします。

6社がなぜと言われてもなかなか難しいんですけども。御質問の第1回入札で複数社が失格基準価格、失格基準価格というのは、この総合評価方式でいう言い方なんですけれども、一般的には、最低制限価格のことを言い換えています。

この失格基準価格と同額で応札をしたその理由についてでございますが、こちらはですね、当該工事に限らず、公共工事入札では、予定価格及び最低制限価格が設計積算に基づいて所定の算定がされるという仕組みになっておりますので、実際の応札については、参加業者が落札を目指して、飛び込まない、失格にならないよう、下限のこの価格帯に集中している、つまり同額であったというものでございます。以上です。

○佐藤倫与議長 4番 宇田卓志議員。

○4番（宇田卓志議員） この失格基準価格、最低制限価格というのは、これ以上金額を落とすと失格になるという価格なので、皆仕事を取りたいものは、一番下で抑えておくことで、落札の可能性が出てくるということなんです。この失格基準価格、最低基準価格というものは公表されておられません。

公表されてない金額にですね。9社中6社が、あと辞退をしておる会社を除くと8社中6社まで、金額ぴったりで合わせてきております。これが小さい金額で、何千万円か何百万円かですとぴったり合うということはあるでしょう。

しかし、工種がこれだけ多くてですね、数量が多いものに、それに経費率も全部かけてですね、全てが1つ1つの会社が同額でないとなかなかこのようなことにはなりません。だから何か原因があるはずなんです。以前から何度も言うておりますが、まるで競争入札のていをなしてない。何でこうなるか。あえてその原因を発注者である安芸市が、解明しなければならないかと思っておりますので、このような質問をいたしました。

これだけの工種が多岐にわたっておるにもかかわらず。もう一度聞きます。なぜ金額がぴったり6社とも同額になるのか。もう一度お尋ねいたします。

○佐藤倫与議長 企画調整課長。

○企画調整課長 宇田議員の再質問にお答えをいたします。

一般質問みたいになってきておりますけれども、なぜ同額になるのかということなんですけれども。この最低制限価格、今回は失格基準価格でございますけれども、こちらは最低制限価格を導き出すものは、設計金額をもとに上限が92%、下限が75%といった、単位の係数をこれ適用し算定されるものなんです。設計金額自体は、それぞれ工事発注するときに図面を読み解いたりして設計金額ってのを積み上げてまいります。そこから予定価格という、いわゆる契約をする上

で、1つの基準となる市場価格と、この契約する金額の妥当なものが予定価格になります。この設計金額から予定価格を導き出し、先ほど言った率などを掛け合わせて、最低制限価格というものを、導くようになっております。この過程で設計金額の根拠とか、最低制限価格の算定方法については、これ入札の関連資料として公表をしております。

特に、もともとの数値となるその設計の金額ですね、こちらについては直接工事費とか共通仮設費、現場管理費とか一般管理費といったそのものに所定の率を掛けて足し合わせるんですね、足し合わせて再算定方法のそういったもの自体は公表がされておりますので、透明性がないとか、競争性のていをなしてないって、おっしゃってましたけれども、こうやって透明性も確保されますんで。

入札で大事なものは、この公平性であったり、公正性であったり、透明性であったり、競争性であったり、この4つの原則をしっかり保った形で入札っていうことをこれまで実施してきておって、最低制限価格に対しては、皆様が仕事を取りに行くわけですから、その失格にならないぎりぎりのところをしっかりと積算をして、所定の率を掛けて、そこに並んだと、集中したと、こういう理屈であると考えております。以上でございます。

○佐藤倫与議長 4番 宇田卓志議員。

○4番（宇田卓志議員） 国が公表してる公示価格がありまして、それを積算基準ソフトに金額を入れていくと、このようになるわけなんですよ。ぴったり合うわけ。それだったら金額を公表しとると同じじゃないですか。ぴったり合うんです。公示価格を入れていきさえすれば。

けど本来ですね、会社の経費、経費率とかそういったものは、借入金の多寡とか多い少ない、もしくは人件費多い少ない。取締役の報酬がどうの、そういったことで各社変わるとるはずなんですよ。それを全部公示されておる数字に合わせて積算ソフトで、計算するとこのようになるわけです。だとすればですね、その公示価額自体を公表すること自体が、これは談合と同じじゃないですか。みんなこの価格で入れなさいと。いうことを言うのと同じです。みんなで渡れば怖くない。

だから、こういうことをですね、入札のていをなしてないと言うたら前から言うとするんですが、高知県でも問題にしております。で、とある国なんかはA Iで、あまり贈収賄が多いので、A Iが大臣になつとるような国もあるようですけども。

実際こういった工種が、立米が、のりを切る単価、盛土する単価、それに植生する単価、側溝を入れる単価、これらを全部、積み上げて、それに経費を掛けてぴったり合うように、価格を公示すること自体がおかしい。それやったら初めから設計金額を公示したと同じですよ。

だから、そこらをですね、何でこうなったか分からん、だから企画の課長は何度も僕に質問を受けて、何度も同じことを言うております。それを改善するのはですね、何とかせにやいかんと思わんかったら改善されんと思います。

だから、こういったあまりにも、何とかな、これだからみんな市民が知つとるのかなという、こういうこと。だから、課長、同じような質問を何度も今までしましたけども、ぜひ私は積

算ソフトを今使うたこともありませんので、どうしてこうなるかというのをですね、追求していただきたいと思います。以上で私の質問を終わります。

○佐藤倫与議長 以上で4番宇田卓志議員の質疑は終わりました。

ほかに質疑はありませんか。ほかに質疑もなければ、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっておりますこれら2件は、委員会への付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○佐藤倫与議長 御異議なしと認めます。よって本件は委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○佐藤倫与議長 別に討論もなければ討論を終結いたします。

これより、議案第57号「市道あき病院球場線道路整備工事請負契約締結の件」を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○佐藤倫与議長 起立多数であります。よって本件は原案のとおり可決されました。

これより、議案第58号「漁侵第2号穴内漁港海岸侵食対策工事請負契約締結の件」を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○佐藤倫与議長 起立全員であります。よって本件は原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第59号「安芸市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例」から議案第62号「安芸市火入れに関する条例の一部を改正する条例」までの4件を一括議題といたします。

これより、これら4件に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○佐藤倫与議長 別に質疑もなければ質疑を終結いたします。

これより委員会付託を行います。

ただいま議題となっておりますこれら4件は、お手元に配付いたしました委員会付託表のとおり、常任委員会に付託いたします。

日程第6、議案第63号「令和7年度安芸市一般会計補正予算（第3号）」を議題といたします。

これより本件に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○佐藤倫与議長 別に質疑もなければ質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております本件は委員会への付託を省略いたしたいと思いをします。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○佐藤倫与議長 御異議なしと認めます。本件は委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○佐藤倫与議長 別に討論もなければ討論を終結いたします。

これより、議案第63号「令和7年度安芸市一般会計補正予算（第3号）」を採決いたします。本件は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○佐藤倫与議長 起立全員であります。よって本件は原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第64号「令和6年度安芸市一般会計歳入歳出決算認定の件」から議案第72号「令和6年度安芸市下水道事業会計歳入歳出決算認定の件」までの9件を一括議題といたします。

これよりこれら9件に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○佐藤倫与議長 別に質疑もなければ質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっておりますこれら9件について、委員会条例第8条第1項の規定により議長が指名する11人の委員をもって構成する、令和6年度決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査とすることにいたしたいと思いをします。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○佐藤倫与議長 御異議なしと認めます。よって、これら9件については11人の委員をもって構成する令和6年度決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査とすることに決しました。

お諮りいたします。ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員については、

長 野 弘 昌	議員
徳 広 洋 子	議員
宇 田 卓 志	議員
小 松 進 也	議員
徳 久 研 二	議員
山 下 裕	議員
川 島 憲 彦	議員
山 下 正 浩	議員

小松文人 議員

尾原進一 議員

千光士 伊勢男 議員 以上11人を指名いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○佐藤倫与議長 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました11人の議員を令和6年度決算審査特別委員会委員に選任することに決しました。

つきましては、この際、特別委員会を開催し、委員長、副委員長の互選を行いたいと思います。本日の委員会は、委員会条例第10条第1項の規定により、議長が招集することになっておりますので、ただいまから第1委員会室に令和6年度決算審査特別委員会を招集いたします。

なお、本日の特別委員会は、委員会条例第10条第2項の規定により、年長の委員が委員長の職務を行うことになっておりますので、よろしく願いいたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時42分

再開 午前10時52分

○佐藤倫与議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

令和6年度決算審査特別委員会の委員長、副委員長が決定しましたので、御報告いたします。

決算審査特別委員会委員長 徳久研二 議員

同 副委員長 小松進也 議員

以上のおりであります。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

明日から29日まで休会とし、30日午前10時再開いたします。

本日はこれをもって散会いたします。

散会 午前10時53分